

【用語】再応—ふたたび、再度、白倉村—甘楽郡甘楽町、反物—一反に仕上げてある織物、改料—ここでは運上金、織元—織物の製造元、家作—ここでは家屋のこと、打毀—暴動の一形態、貧民が徒党して富農商などを襲うこと、定使—名主の下で文書の伝達などの雑務を行う者、小幡町—甘楽郡甘楽町、徒党—事をたくらんで団結する、遠島—刑罰の一つ、遠く離れた島に送ること、追放よりも重い、触繼—村から村へ順々に触れること、中追放・門前払—常住地から強制的に他の土地へ追放する刑罰、無宿—一定の住居・職業・戸籍などをもたない者、徘徊—うろつく、ふらつくこと、佐州—佐渡国、町預・村預—罪人を町や村へ預け禁錮すること、重科—重い罪、罰

【解説】ことの起こりは、当時上野・武藏両国の特産物であつた絹と生糸の取引きをより円滑にするという名目で、両国の市場に絹改会所を設立して、農民が生産した絹や生糸などの規格を検査し、その改料を商人から徴収する。そしてその一部を幕府に運上金として上納するという計画にあつた。天明元年（一七八一）六月、幕府は上武両国の中市場に一〇ヵ所の改会所を設立し、七月二十五日から実施するという廻状を関係する村々に回した。これに対し農民は、「改料を商人から徴収すると幕府はいうが、そろばん高い商人はそれだけ絹や生糸の価格の値下げを要求する。そうなると結局は農民が負担することになる。実態は絹運上である」として反対運動をおこすことになった。これが天明の絹騒動である。

この文書はその後の経過をうかがうことができる。すなわち八月九日の夜、この計画の発起人といわれる町屋村（小幡町）の吉十郎の家が、反対する農民によつて打ちこわされた。以後農民は、この時発見した名簿にしたがつて改会所設立に賛成する者を次々と打ちこわし、その数は七〇軒ほどにも達した。さらに農民は、計画の推進者と目される、時の勝手掛老中であつた高崎藩主松平輝高の居城を包围したので、幕府は改会所設立計画を撤回した。その後、幕府は江戸町奉行の配下、あるいは火付盗賊改などを動員して、首謀者の割り出しに着手した。その結果、天明二年十一月白倉村の清助らの処罰が公表され、その請書が関係する村々から提出されたのである。なお松平輝高は、計画撤回後この世を去つたが、毒茶を飲んで責任を取つたという噂が、しばらくの間江戸市中などでささやかれた。